

農薬販売時の注意点



農薬の「販売者」とは？

農薬取締法第2条

農薬の「販売者」



農薬を販売（販売以外の授与を含む）する者

- 無償の授与する者
- インターネット販売する者（メルカリ、フリマ、オークションなども）
- 無償譲渡（サンプル配布）する者
- 土着天敵を譲渡する者

※「販売業者」ではなく「販売者」（個人も対象）

農薬販売の届出義務

農薬取締法第17条

- ① 農薬を販売する者は、販売開始前までに都道府県知事へ届け出なければならない。（特定農薬の販売も含む）
- ② 届出事項に**変更（廃止）**が生じた場合は、**2週間以内に届け出ること。**

《届出事項》

□ 氏名及び住所

（法人の場合は法人名、所在地及び代表者）

□ 販売業務を行う営業所の所在地

農薬は勝手に
販売・譲渡できません！

※届出方法、書類データ等は、大分県HPに掲載しています。

検索ワード： 

帳簿の記載・保存の義務



農薬取締法 第20条
罰則：法第48条第3項

品名	シマジン 粒剤 I		単位	4kg/袋		
年月日	受入	払出	残量	備考(仕入先、販売先、有効期限など)		
R3 3 31			5	在庫チェック		
R3 7 5		2	3	〇〇農園		
R3 8 17		2	1	△△ファーム		
R3 8 20	5		6	□□化学工業		

No. _____

品名	ダコニール1000		単位	500ml		
年月日	受入	払出	残量	備考(仕入先、販売先、有効期限など)		
R3 3 31			5	在庫チェック		
R3 7 5		2	3	〇〇農園		
R3 8 17		2	1	△△ファーム		
R3 8 20	5		6	□□化学		

- 管理する農薬の**種類ごと**に記録
- 剤型、規格（単位）を記載
- 受入、払出、在庫量を経時的に記録
- 帳簿は最終使用から**3年間保管**

- **パソコン等の電算帳簿での代用可能**
- 水質汚濁性農薬（シマジン）は、販売先の記載が必要（※義務）
- 帳簿の参考様式をホームページに掲載
※地域農業振興課 農薬関係様式

農薬販売にかかる義務が守られない場合

- 無届販売、虚偽の届出
- 帳簿の未整備、未記載、虚偽の記載、未保存
など



6月以下の懲役若しくは、30万円以下の罰金（第48条）

罰則あり

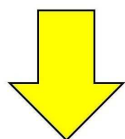


各振興局・県庁の農薬取締職員が
抜き打ちで立入調査を実施
※R3年度 84店舗の調査を実施

農薬登録のない除草剤の表示義務

農薬取締法第22条

農薬登録のない除草剤 **×** 「農薬」



農地での使用はできません

農作物の管理には使用できない旨の
表示が必要

農薬でない除草剤は店頭での表示が必要

【わかりやすい表示の例】

非農耕地用の除草剤を販売する際は、このような注意喚起表示を行ってください。

非農耕地用除草剤

**この除草剤は農薬として
使用することができません**

— このような場所でお使いいただけます —

お庭周り

おうち周り

駐車場

お墓

農産物や樹木、芝、花き等の植物の栽培・管理には使用できません

農薬販売者の役割

販売窓口での**声掛け**、**助言**が**誤使用**を防ぐ！

農薬選定の助言

- 購入者の使用目的を確認
- 対象作物、病害虫、使用時期などアドバイス

使用者への注意喚起

- 保管・管理上の注意
- 適正使用（使用基準の遵守）
- 安全使用（保護具、使用歴記録）

農薬の特性説明

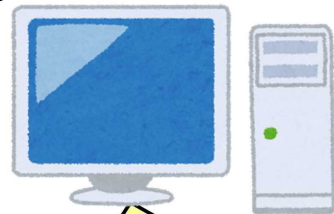
非農耕地用除草剤

この除草剤は農薬として
使用することができません

— このような場所でお使いいただけます —

お庭周り おうち周り 駐車場 お墓

農産物や樹木、芝、花き等の植物の栽培・管理には使用できません



最新の情報を確認

インターネット等を活用

- 農薬登録情報提供システム
- 各農薬メーカーホームページ

農薬の安易な取り扱いは禁物
日頃からの**知識の習得が重要**